

国立大学法人東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第2章 学部学生の派遣、留学及び受入れ</p> <p>第2節 派遣学生</p> <p>(単位の認定)</p> <p>第8条 派遣学生の他大学における授業科目の履修により修得した単位は、学則第109条に規定する学修と合わせて30単位を限度として、本学において修得したものとみなして認定し、学則第98条に規定する単位数に算入することができる。</p>	<p>本則</p> <p>第2章 学部学生の派遣、留学及び受入れ</p> <p>第2節 派遣学生</p> <p>(単位の認定)</p> <p>第8条 <u>削除</u></p>	

附 則 (平成25年10月28日 教規程第41号)

この規程は、平成25年10月28日から施行する。